

# 第6章. 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の基本的事項

## 1. 交通施設の方針

- ・北陸新幹線や舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道などの整備を促進し、福井県と三大都市圏を結ぶ広域ネットワークの形成を図ります。
- ・鉄道やバス路線の維持、活性化を図り、過度に自動車に依存する交通体系から自動車と公共交通が共存できる、誰もが利用しやすく環境にもやさしい交通体系へ転換します。
- ・各交通機関の連携を強化するための施設の整備等を図り、鉄道やバス等の公共交通機関の利用を促進します。

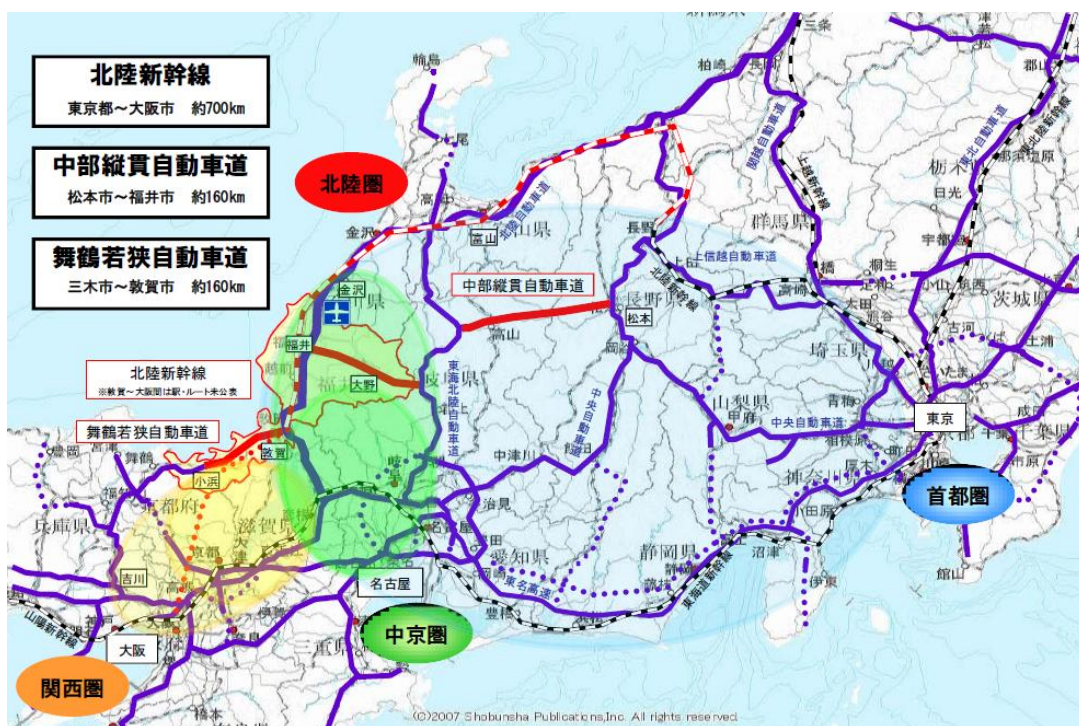


図 福井県の高速度交通ネットワーク (出典：福井県民の将来ビジョン)

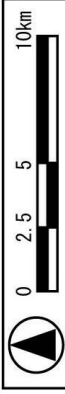
## (1) 道路

- ・嶺南と嶺北の一体化、および三大都市圏との交流・連携を促進するため、舞鶴若狭自動車道や中部縦貫自動車道の整備を促進します。
- ・県内の各都市間および隣接府県との交流と連携を支援する幹線道路の整備を促進するとともに、主要駅やICなどの交通結節点へのアクセス道路の整備を図ります。
- ・都市内では、地域間の交流や連携を支援する幹線道路の整備を促進するとともに、交通の円滑化を図るため、隘路や踏切等交通のネックの解消を促進します。
- ・緊急輸送道路や迂回路のない生命線道路、緊急医療機関へのアクセス道路など、県民の生命や暮らしを守る道路の整備を促進します。
- ・都市計画道路については、今後の社会情勢の変化と広域交通網の整備の動向から計画を見直し、必要な道路の整備を図ります。
- ・新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害する恐れのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図ります。
- ・市街地内の道路は、道路が有する公共空間を質的に向上させるために、快適な歩行者空間の確保や景観等に配慮して整備します。
- ・道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮します。また、路面公共交通の円滑な運行にも配慮します。
- ・自動車交通の円滑化や安全性の向上、鉄道による地域の分断の解消を図るため、えちぜん鉄道の連続立体交差事業を推進します。

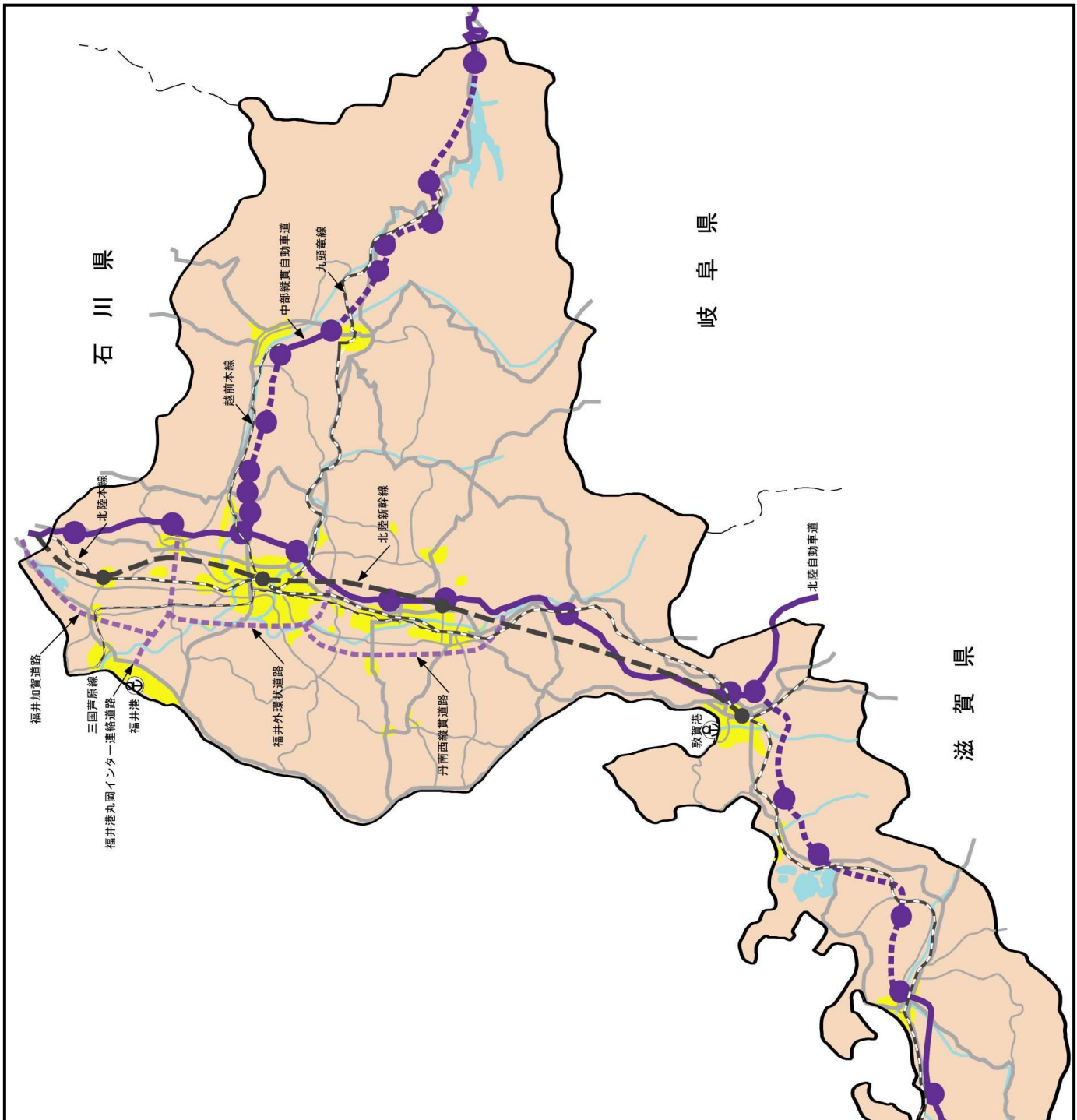
## (2) 公共交通

- ・今後の超高齢社会においても、高齢者が交通弱者とならないように、既存の公共交通のストックを有効活用し、年齢や障がいの有無などに関わらず全ての人が利用しやすい移動手段の充実を図ります。
- ・鉄道利用者の利便性の向上を図るため、えちぜん鉄道三国芦原線と福井鉄道福武線の相互乗り入れを進めます。
- ・北陸新幹線の整備進捗にあわせて、新幹線駅へのアクセス道路、駅前広場の整備を図ります。
- ・その他の駅については、交通結節機能の向上のために、公共交通の利用の需要を考慮して駐車場や駐輪場の整備を図ります。

福岡県の将来の交通ネットワーク



凡 例	
	市街地 (用途地域)
	既存の鉄道
	高規格幹線道路 (実線は供用済区間)
	地域高規格道路 (計画路線または仮補路線)
	国道、主な県道
	北陸新幹線



## 2. 下水道の方針

- ・ 汚水処理施設は、「新・福井県汚水処理施設整備構想」に基づいて、公共下水道、農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、長寿命化計画の策定や汚水処理施設の統合など持続可能な経営への質的転換を図りながら、汚水処理施設の整備を促進します。
- ・ 未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指します。
- ・ 都市化の進展により、雨水の地下浸透や貯留能力が減少し、雨水流出量が増大する地域では、雨水対策を推進します。

## 3. 河川の方針

- ・ 治水対策は従来の施設による対策だけでなく、水田貯留や森林管理等の流出抑制対策、土地利用コントロールや建築の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせた総合治水対策の推進を図ります。
- ・ 治水対策の将来の計画規模は、流域における人口の集積度等を考慮して1 / 10以上に対応したものとします。また、家屋の分布、河川の改修、浸水被害の発生状況等を考慮して今後20年～30年で整備する計画的な河川改修区間を設定します。更に、改修効果の早期実現等を考慮して一連区間を設定し、優先的に河川改修を進めます。
- ・ 土砂災害対策として、砂防えん堤などの災害防止施設の整備を計画的に推進します。
- ・ 整備においては、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮します。

## 4. その他の都市施設の方針

- ・ その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮します。
- ・ 子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間・移動空間づくり、中心市街地の活性化等のために、交通の利便性が高い主要な鉄道駅等の交通結節点で、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の公益的施設の集積を図ります。
- ・ 廃棄物処理施設等については、複数の都市の連携による施設の効率化の観点とともに、温暖化対策の推進やエネルギー源の多角化の観点から、現施設の更新に併せ、施設整備を推進します。